質問に対する回答(第1回)

事業名:大阪 IR (統合型リゾート) の事業化に関するアドバイザリー業務

No.	項目		質問	回答
1	公募要領	2 業務内容に関する 事項(3)契約期間について	本件は、3年以上にわたる長期プロジェクトになるため、体制の見直しが求められることも想定されます。協力企業の見直しなどは可能でしょうか。	基本的には、本公募で提案された業務実施体制にて、業務を実施してください。 ただし、提案時と同等又はこれを上回る能力・実績が確保されるものとして、発注者が認めた場合は、協力企業等の見直しを行うことが可能です。 なお、業務実施体制の変更手続きは、仕様書5.(2)の規定に従ってください。
2	公募要領	4 参加資格 複数の共同事業体へ の参加について	本公募に応じる複数の共同事業体に参加し、提案 することは可能でしょうか。 (例えば、共同事業体A及びBに当法人が参加し、 共同事業体A及び/又はBが提案を行う等)	応募提案にあたり、複数の共同企業体に参加し、提案する ことはできません。
3	公募要領	4 参加資格 再委託者または協力 者について	協力者は、他の提案者と重複して提案することは 可能でしょうか。	別紙①「業務項目」のうち、下記業務項目のみを担当する協力会社等(別紙②3.※2参照)については、複数の応募への参加も認めます。 4(2)開発基本計画の検討・作成 4(3)都市計画等の検討 4(4)公共施設及び公共的施設の整備・管理条件等の検討 4(6)中核施設等(カジノ施設、MICE施設、魅力発信施設、送客施設、宿泊施設等)の導入機能要件の検討 4(7)運営条件・水準等の検討 4(9)広域観光連携に関する検討 ただし、応募者(共同企業体で参加する場合の構成員含む)が、他の共同企業体の構成員又は協力会社等となることは認めません。 また、学識経験者等の有識者を個人として協力者とする場合は、重複参加について特に制限は設けません。

No.	項目		質問	回答
4	公募要領	4 参加資格 協力者(再委託又は請 負) について	協力者は、複数の提案者に重複して協力予定者となることは可能でしょうか。 (例えば、提案者A・提案者Bの両方の提案書に、協力予定者Cが含まれることは可能でしょうか)	No. 3の回答のとおりです。
5	公募要領	4 参加資格 (6)PFI アドバイザリ 一業務の履行実績に ついて	(6)項目に記載の「同種または類似業務」については、可能性検討調査や民営化に資するアドバイザリー業務を含むという理解でよろしいでしょうか。	事業者の公募・選定支援を含まない可能性検討調査(導入可能性調査)は、同種又は類似業務とは認めません。 また、民営化に資するアドバイザリー業務も、事業者の公募・選定支援を含まない場合は、同種又は類似業務とは認めません。
6	公募要領	4 参加資格 (6) PFI アドバイザリ 一業務の履行実績に ついて	当法人は〇年〇月に設立した法人です。 参加資格(6)に記載のある「実施方針が公表された事業のアドバイザリー業務若しくは、これと同種又は類似する業務について、元請けによる履行実績を有すること」についての実績は今のところございません。 そのため、当法人単独では本アドバイザリー業務に関する参加資格を満たしていないという理解で宜しいでしょうか。 仮に当法人単独で参加資格を満たさない場合、参加資格(6)を満たす法人との共同事業体であれば参加可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	公募要領	5 応募の手続き (2)応募書類について	公募書類のP5(2)応募書類のうち、キ「大阪府 入札参加資格者名簿に登録されていない者」が提 出すべき書類に関して、共同企業体の構成員は代 表企業以外の者もすべて提出が必要になるのでし ょうか。	代表企業以外の者もすべて提出が必要です。

No.		項目	質問	回答
8	公募要領	8 審査の方法(4)審査対象からの除外(失格事由)について	失格事由の対象期間を明示ください。特に、公募 前段階の対象期間についてご明示ください。	失格事由の対象期間は、本公募の公示日(平成 29 年 12 月 12 日)から審査結果の公表日までの間とします。
9	仕様書	 求める提案事項について 提案書の作成について 	業務契約締結後に、実施体制を提出する手続きを 記載されていますが、当該体制は審査対象になっ ていることから、特に初年度は、審査いただく提 案書に記載の体制からの変更は不可という理解で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、提案時と同等又はこれを上回る能力・実績が確保 されるものとして、発注者が認めた場合は、業務実施体制 の変更を認めることがあります。
10	仕様書	5.業務実施体制について(2)担当者等の名簿、業務実施体制及び業務実施計画の提出について	発注者との打ち合わせについて、統括責任者に求められる頻度のイメージをご提示ください。 (別紙②P.1によると、総括責任者の定例会への参加頻度は記載されていないものと思料致します)	特に想定はありません。
11	仕様書 別紙①	一部の項目のみの提 案について	仕様書別紙①「業務項目」に記載されている項目 の内、提案可能な項目のみを提案することは可能 でしょうか。	応募にあたっては、仕様書別紙①「業務項目」に記載する 全ての項目を提案いただく必要があります。
12	仕様書 別紙②	協力会社について	契約後に協力会社等を追加することは可能でしょうか。	本業務の遂行にあたり必要性・優位性があるものとして、発注者が認めた場合は、協力会社等を追加することができます。
13	仕様書 別紙②	協力会社について	同一の協力会社等が複数の応募に参画することは可能でしょうか。	No. 3の回答のとおりです。

No.		項目	質問	回答
14	仕様書 別紙②	1. 各担当者の配置条件について	別紙②「各担当者の配置条件について」、「(1)配置すべき担当者等の種類」にて、"総括責任者、業務主任者【総括】及び(2)に示す専門分野ごとの業務主任者を各1名配置すること。また、(2)に示す専門分野ごとに、担当者を1名以上配置すること。"との記載があるが、担当者の兼任は認められるか。(夫々異なる個人が担当することが必要か。)例: 1. 業務主任者【総括】が業務主任者【都市計画】を兼務 2. 業務主任者【都市計画】が業務主任者【スマートシティ】を兼務 3. 業務担当者【公募】が業務担当者【スマートシティ】を兼務また、兼務を認めることに要件がある場合は、条件または要件を提示願う。	各担当者等の資格・実績要件を満たす限りにおいて、特段の条件・要件なく、担当者等の兼務は可能です。 ただし、本業務の業務量や求められる専門性等を踏まえ、 適切な人員配置・実施体制が構築できるよう工夫してくだ さい。
15	仕様書 別紙②	2. 担当者等の資格・ 実績要件について	履行実績とは、当然のことながら履行中の業務を 含まない理解でよろしいでしょうか。	履行実績には、履行中の業務は含みません。
16	仕様書 別紙②	2. 担当者等の資格・ 実績要件について	別紙②「各担当者の配置条件について」にて、"PFI 法第5条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザリー業務若しくは、これと同種又 は類似業務"との記載があるが、"同種又は類似業 務"とは具体的にはどのような業務を想定してい るか。	同種又は類似業務としては、下記を想定しています。 ①海外での PFI 相当事業に係るアドバイザリー業務 ②公共事業譲渡・包括的民間委託等の事業者公募・選定に 係るアドバイザリー業務

No.	項目		質問	回答
17	仕様書 別紙②	2. 担当者等の資格・ 実績要件について	本業務への適切な配員調整と準備のために質問させて頂きます。 統括責任者や業務主任者の資格・実績を示す根拠 資料の内容・範囲についてご提示ください。	「資格を示す根拠資料」については、資格内容に応じて資格証明書(写し)を提出ください。 「実績を示す根拠資料」については、応募書類としての提出は求めていません。ただし、各担当者等の実績を確認するため、発注者が求めた場合は、当該業務実績等を証する契約書又は仕様書等の契約関係書類の写しを提出してください。
18	仕様書別紙②	2. 担当者等の資格・ 実績要件について	「業務主任者」が「協力体制」だった場合、本委 託業務の応募時点において掛け持ちして問題ない か。	No. 3の回答のとおりです。
19	仕様書 別紙②	専門分野の業務主任 者と担当者の所属す る企業について	例えば専門分野「都市計画」を再委託する場合、 同分野の業務主任者及び担当者の全員が再委託する協力企業に所属する者でなければならないでしょうか。あるいは担当者は協力企業に所属する者を充てるが、業務主任者は受注者企業に所属する者でもよろしいでしょうか。	特に制限はありません。
20	仕様書 別紙③	1. 対象者 (制限対象 とする会社等) につい て	本件制限対象者の範囲について、「本業務(下記①②の業務を除く。)の受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者」と規定されています。この本件制限対象者を除く規定は、受注者との契約形態に関係なく適用される(例:受注者との共同企業体であっても、協力者の立場であっても適用される)と考えてよろしいでしょうか。	「1. 対象者(制限対象とする会社等)」に規定する①又は②の業務のみを実施する者については、当該業務の実施に関する受注者との契約形態に関わらず、本件制限対象者から除きます。 例えば、共同企業体の一構成員が①又は②の業務のみを実施する場合、当該構成員は本件制限対象者から除きます。また、協力者が①又は②の業務のみを実施する場合、当該協力者は本件制限対象者から除きます。

No.	項目		質問	回答
21	仕様書別紙③	1. 対象者 (制限対象 とする会社等) につい て	本件制限対象者の範囲について、「本業務(下記①②の業務を除く。)の受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者」と規定されています。 本業務の受注者もしくは本件協力者が、下記②の業務のみを遂行することとし、そのことを受注者との共同企業体の協定書もしくは受注者との委託契約書等で明記をした場合は、本件制限対象者に含まれないと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、下記①又は②の業務のみを遂行する者と一定の資本的・人的関係等のある者が、「1.対象者(制限対象とする会社等)」に規定する①又は②の業務以外の業務を実施する場合は、本件制限対象者に含まれることとなります。
22	仕様書別紙③	1. 対象者 (制限対象 とする会社等) につい て	本件制限対象者の範囲について、「本業務(下記①②の業務を除く。)の受注者、本件協力者及びこれらの者と一定の資本的・人的関係等のある者」と規定されています。別紙①の業務項目の大項目1~3の業務は、下記②の業務に該当すると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	別紙③の3.(1)のとおり、制限開始は第2段階の業務開始時点を想定していることから、「別紙①業務項目」の大項目1(1)、2又は3(1)の業務だけに関与する者については、本件制限対象者とはなりません。また、それ以外の業務(大項目1(2)(3)及び3(2)(3))には、RFPでの評価方針に関わる戦略支援など、制限対象外業務②に該当しない業務が一部含まれる可能性があり、当該業務に関与する場合は本件制限対象者となります。なお、制限対象外業務②に該当する場合でも、()内のように、IR事業者の選定・審査過程に関わる場合は、本件制限対象者となります。
23	仕様書 別紙③	1.対象者(制限対象 とする会社等) 本件協力者について	1. 対象者(制限対象とする会社等)の※で説明のある本件協力者は、別紙②3. 配置担当者の雇用関係の(2)で説明のある協力会社等と同義と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	項目		質問	回答
24	仕様書 別紙④	大阪 IR の事業環境・ 潜在市場規模の検 討・分析について	別紙④「提案事項」、【特定テーマ1】にて、"調査範囲"とあるが、具体的にはどのようなことか。	応募者の提案事項です。
25	仕様書 別紙④	【別紙4】 提案書の章区切りに ついて	提案書の枚数制限に関して、表紙や目次は制限枚数に含まない、とされていますが、各提案項目の章区切り(章のタイトル等を記載したもの)も制限にかからないと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	その他	夢洲1期の土地 (70ha)の竣功時期に ついて	夢洲まちづくり構想 P51 では、夢洲 1 期の区域 70ha 全体について 2018 年以降土地利用が可能なように見えますが、1 期の先行開発地域以外の残りの土地の竣功時期、利用可能時期を教えてください	夢洲 1 期の土地(70ha) については、一部(先行開発地域) は竣功済であり、残りの区域についても、2018 年度以降で きるだけ早期に竣功し、I Rの開発時期までに土地利用が 可能となるよう造成を進めることとしています。